

港湾法の一部を改正する法律案要綱

第一 入港料率の設定等に係る国土交通大臣への事前協議制度の見直し

政令で定める重要港湾の入港料の料率の設定又は変更に係る国土交通大臣への事前協議制を、料率の上限の設定又は変更を行う場合を除き、当該上限の範囲内での事前届出制へ緩和することとする。

(第四十四条の二関係)

第二 重要国際埠頭施設の制限区域への出入りの確実かつ円滑な管理

国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者の個人識別情報（写真その他の個人を識別することができる情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。）を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するための電子情報処理組織を設置し、及び管理することができることとする。

(第五十条の二関係)

第三 国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等

国土交通大臣は、広域災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、港湾広域防災区域内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のため必要

なものとして国土交通省令で定めるものについて、期間を定めて、自ら管理することができることとする
こと。
(第五十五条の三の二関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第五 附則関係

一 この法律は、公布の日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。

(附則第四条関係)